

令和4年度三沢市経営安定化サポート資金保証料補給金交付要綱

第1 目的

この要綱は、市内の中小企業者であって、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資を受けた者に対し、当該融資に係る保証料の補給を行うことにより、資金繰りが悪化している企業の経営安定に資することを目的として必要な事項を定めるものとする。

第2 保証対象

保証料補給金の交付を受けることのできる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定するもので、県要綱2の（3）により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者のうち、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 個人にあつては、三沢市内に住所を有するもので、法人にあつては、三沢市内に法人登記があるもの
- (2) セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号のいずれかの保証制度を適用したもの

第3 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第4 保証料

- (1) 県による保証料の3割補給後の全額を三沢市が負担し、青森県信用保証協会に補給する。ただし1円未満の端数が生じた場合は三沢市が負担する。
- (2) 繰上償還によって、保証料補給金の返戻が生じたとき、青森県信用保証協会は、速やかに三沢市長に返納するものとする。

第5 その他

- (1) この制度は **定** と称する。
- (2) 青森県信用保証協会は、この制度の運営状況について、毎月の実績を翌月の10日までに三沢市長に報告しなければならない。
- (3) この要綱に定めのない事項については、三沢市、青森県信用保証協会が協議の上決定する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。